

従業員の皆様へ

令和4年2月9日

労使協定のための労働者代表立候補者選任のご案内

日々のお仕事、お疲れ様です。

さて2020年4月施行の同一労働同一賃金の改正派遣法に基づき、弊社では労使協定方式を採用しております。

労使協定を締結するためには過半数労働者代表を選任する必要があります。

したがって弊社における労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」

(以下「労働者代表」という)を選出するにあたり、下記のスケジュールで決定致します。

詳細は、今回の給与明細に「ご案内」を同封しておりますので、ご確認下さい。

回答は必須になりますので、ご理解とご協力の程、宜しくお願い致します。

■立候補の期間：2月15日（火）～2月25日（金）15:00まで

■立候補者への投票期間：3月3日（木）～3月10日（木）15:00まで

本件に関するお問い合わせ先 総務部 : 06-6491-0721